

呉市介護サービス事業所向けメールリングリスト利用規約

1 目的

呉市介護サービス事業所向けメールリングリスト（以下「サービス」という。）は、呉市内の介護サービス事業所（以下「事業所」という。）を対象に、迅速かつ効率的に介護保険に係る情報を提供することを目的とします。

2 メール配信元

呉市とします。

3 メール配信先

この利用規約に同意し、配信先メールアドレスを登録した事業所とします。

4 配信するメールの内容

配信するメールの内容は、次のとおりとします。

- (1) 呉市ホームページの更新情報（指定申請書類の追加掲載等）
- (2) 厚生労働省が各都道府県等に送付している介護保険最新情報
- (3) その他メールの配信元が特に必要と認めた事項（例：国、県及び市の通知、研修開催案内等）

5 メールアドレスの登録・変更・解除

- (1) このサービスの利用を希望する事業所は、別途市が定める方法により、配信先メールアドレスを登録してください。
- (2) 登録した内容に変更が生じた場合、事業所は速やかに変更の手続きを行ってください。
- (3) 登録した事業所を廃止した場合、事業所は原則として速やかに登録解除の手続きを行ってください。ただし、同一建物内で複数の事業所を運営しており、かつそれらの事業所でメールアドレスを共有している場合は、この限りではありません。

6 利用に当たっての注意事項

- (1) メールアドレスは、事業所ごと（注）に登録してください。
なお、それぞれの事業所で法人本部のメールアドレス等同一のアドレスを使用している場合は、本市が配信したメールを、配信対象の事業所に確実に転送するようにしてください。
- (2) PDFファイル等添付することがあるので、携帯電話は配信先として登録しないでください。
- (3) 登録するメールアドレスは、2MB程度の添付ファイル付きメールを受信できるものとしてください。
- (4) 配信したメールに、厚生労働省や本市等のホームページへのリンクを設定する場合があるため、配信先として登録したPCにおいてHTMLメールを受信できるよう、メールソフトの設定等を行ってください。
- (5) メールを受信するための環境は事業所において整備し、そのための費用も事業所において負担するものとします。
- (6) メール配信は、その性質上、ネットワークの混雑状況や利用するプロバイダの負荷状況等に依存するものであり、メール配信の遅延が生じることがあるので、利用に当たっては、メールの本文の内容及び配信時刻を十分に確認した上で利用するようにしてください。

7 登録内容の一部又は全部の抹消

次のいずれかに該当する場合、市は、事業所が登録した内容の一部又は全部を、事業所にあらかじめ告知することなく抹消することがあります。

- (1) 事業所が指定又は開設許可の取消を受けた場合において、事業所が登録解除の手続を行わない場合
- (2) 登録されたメールアドレスが、実際には使用されていない等、無効なものと認められる場合
- (3) 事業所がこの規約に定める事項に違反した場合
- (4) その他、市がメール配信の円滑な運営に支障があると認める場合

8 個人情報の保護

事業所が登録したメールアドレス及びその他の情報は、原則として、このサービスを提供する目的のため使用します。また、福祉保健課以外の者に登録された情報を提供することはありません。

9 免責事項

- (1) 市は、このサービスから得た情報を利用することによって直接的又は間接的に被ったいかなる損害に対して責任を負いません。
- (2) 市は、事業所に対する各種通知等のすべてをこのサービスにより配信することを保証するものではありません。

(注) 6の(1)の「事業所ごと」について、法人等で複数の事業所があり、それらの事業所でそれぞれ異なるメールアドレスを利用している場合は、各事業所で登録が必要となりますので、ご注意ください。

附則

この規約は、平成28年4月1日から適用します。